

## 境界確定証明申請の手引き

### 1 はじめに

「境界確定証明」とは、所沢市保管の道水路境界確定図及び所沢市所有の道路後退用地の地積測量図と現地が一致していることを証明するものです。

### 2 手続きの流れ

#### 申請者による現地調査

申請者は、道水路境界確定図、道路後退用地の地積測量図を確認し、現地の境界標の測量を行います。

#### 境界確定証明申請の提出

「道水路境界図(実測図)」、(別紙「見本」参照)を作成の上、境界確定証明申請書に案内図、公図、道水路境界図(実測図)を添えて建設総務課に提出します。電子申請も可能です。なお、事前相談は電子メールで随時、受け付けています。

#### 所沢市電子申請届出サービス

[https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_initDisplay)



事前相談：建設総務課 E-mail a9171@city.tokorozawa.lg.jp

#### 「道水路境界図(実測図)」の審査と現地の確認

提出された境界確定証明申請書の書面審査を行い、職員が「道水路境界図(実測図)」と現地が一致しているかを確認します。

#### 証明書の交付

の結果、問題のないことが確認された場合、所定の手続きを経て境界確定証明書が交付されます。証明交付手数料は1部につき200円です。

申請から交付までの期間は概ね2週間ですが、年末年始やゴールデンウィーク等はさらに期間を要しますので、余裕をもって申請してください。

### 3 提出書類

申請書提出部数は、証明が必要な部数 + 1部(所沢市保管用)です。

提出書類は以下のとおりです。

#### (1)申請書：指定様式(所沢市ホームページからダウンロードできます)

申請書は記入例を参考に作成してください。

地図訂正用に申請する場合は、地図訂正用の申請書を使用してください。

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/dourokoutsuu/doro/shoumeisho.html>



案内図：住宅地図など申請地の周辺が記載されている図面(A4サイズ：縮尺1/1,500程度)

公 図：法務局備え付けの公図の写し(申請日から3か月以内のもの)

3か月以内のものであれば、登記情報提供サービスの公図も使用できます。

地図訂正の場合は、法務局に申請する際に添付する訂正前公図と訂正後公図(予定)を添付してください。

#### 道水路境界図(実測図)

「5 道水路境界図(実測図)について」を参照してください。

#### 4 測量範囲について

- (1)申請地及び対向地の両側2～3点先まで測量してください。  
申請地の隣接地及び対向地に道路後退分がある場合は、所有者の別(所沢市・民間)に関わらず、道路後退用地の地積測量図を確認し境界標の測量を行います。
- (2)申請地の境界標が亡失している場合、位置がずれている場合は、境界標を復元してください。その場合は、十分な測量と確認をお願いします。  
境界標を復元する場合は、境界標に接する土地所有者全員の同意を得てください。  
(境界確認同意書の様式は所沢市ホームページからダウンロードできます。)  
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/dourokoutsuu/doro/kyoukai.html>  
復元する境界標は無償でお渡します。
- (3)測量した実測値が道水路境界確定図、道路後退用地の地積測量図と一致しない場合(許容誤差を超えている等)は、実測図と道水路境界確定図の比較図を作成の上、必ずご相談ください。



#### 5 道水路境界図(実測図)について

- (1)別紙の見本図面を参考に作図してください。用紙はA3サイズを使用してください。1枚に収まらない場合は、複数枚でも構いませんが、接続部分に分かりやすいよう作図してください。
- (2)証明を必要とする範囲に朱線を記入してください。
- (3)申請地の隣接地及び対向地に所沢市所有の後退分がある場合は、それを含めて作図してください。  
(民間所有の後退分は不要です)
- (4)道水路境界確定図の確定線上に申請地と隣接地との筆界がある場合は、筆界を引照点(S)として記載することは可能ですが、境界辺長・タスキ長は、道水路境界確定図の点間(P)で記入してください。その場合、筆界の引照点(S)は、必ず確定線上に記載してください。
- (5)図面に記載する範囲は、証明を必要とする道水路境界確定図の点間(P)から一点先の引照点(S)までとします。
- (6)道水路境界図(実測図)と道水路境界確定図との許容誤差は、境界辺長・タスキ長ともに±10mm以下とします。ただし、幅員については、確定図の幅員が不足しないように調整をお願いします。
- (7)道水路境界図(実測図)として提出していただいた図面は、窓口で交付する場合があります。

#### 6 その他

境界標が亡失し復元が困難な場合や、道水路境界確定図と現地が著しく相違している場合は、再度、境界確認申請をしていただく場合があります。

所沢市 建設部 建設総務課

電話 04-2998-9171

FAX 04-2998-9152

E-mail a9171@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市ホームページ <https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

トップページ > くらし > 道路・交通 > 道路 > 市道・水路の境界について

